

新型コロナウイルスに関する情報（オミクロン株に伴う日本の措置：アルバータ州が水際強化措置指定地域に）（12月1日）

当館管轄のアルバータ州は、令和3年12月1日（日本時間）に「水際対策に係る指定国・地域」に指定されました。

これによりアルバータ州からの全ての入国者及び帰国者については、令和3年12月3日午前0時（日本時間）からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）3日間（入国日を含めない）待機し、入国後3日目に改めて検査を受けることになります。

検査において陰性と判明した者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間について自宅等で待機することとなります。

【広域情報（12月1日）】

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C149.html

【水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年12月1日時点）】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1201_list.pdf